

# 学校法人産業医科大学寄附行為

(昭和52年12月21日)

最終改正 平成17年5月20日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人産業医科大学という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び看護学その他の医療保健技術に関する学問の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野におけるこれらの学問の振興と人材の育成に寄与することを目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条の規定による事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

産業医科大学 大学院医学研究科

医学部医学科

産業保健学部 看護学科 環境マネジメント学科

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 10名以上17名以内

二 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

3 理事（理事長及び常務理事を除く。）のうち、1名を専務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも同様とする。

4 理事（理事長及び専務理事を除く。）のうち、1名以上3名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。

(役員を選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 産業医科大学学長（以下「学長」という。）

二 評議員のうちから評議員会において選任された者 6名以内

三 労働行政、医学教育又は大学経営について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において選任された者 10名以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 監事は、理事会及び評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(理事長等の職務)

第7条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、この法人の業務全般について理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

(監事の職務)

第8条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 この法人の業務又は財産の状況について監査した結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告を行うため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第9条 この法人の役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会における理事又は評議員の現在数の3分の2以上の議決により、解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。
- 三 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第12条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事現在数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあつた日から20日以内に、理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、各理事に対し、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ通知しなければならない。

(理事会の議長)

第13条 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第14条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。この場合において、当該会議に付議される事項について、あらかじめ書面をもつて理事長に表決を委任し、又は表決を委任した代理人を出席させた者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第15条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 理事の現在数
- 三 会議に出席した理事の氏名

#### 四 議決書類

#### 五 議事の経過及び発言の要旨

- 2 議事録は、議長及び出席者の代表2名以上の者が署名、押印のうえこれを保存しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

##### (評議員会)

第17条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21名以上36名以内の評議員をもつて組織する。
- 3 評議員会に議長を置く。議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

##### (評議員会の招集等)

第18条 第12条第3項、第4項、第5項及び第14条から第16条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

##### (評議員の選出)

第19条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員（学長、教員その他の職員を含む。）で理事会において推せんされた者の中から、評議員会において選任された者 7名以内
  - 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年令25才以上のものの中から理事会において選任された者 7名以内
  - 三 労働行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者の中から理事会において選任された者 22名以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

##### (評議員会への諮問)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 二 事業計画
- 三 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 収益事業に関する重要事項
- 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

##### (評議員会の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況

について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の任期等)

第22条 第9条及び第11条(第2項第3号を除く。)の規定は、評議員に準用する。

この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(資産の管理)

第25条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、定期預金とする等確実な方法により、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第27条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第28条 この法人の事業計画及び予算は、理事長がこれを作成し、理事会の議決を得なければならない。事業計画及び予算を変更する場合もまた同様とする。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(決算等の報告及び剰余金の処分)

第30条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長が作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を、理事会の承認を受けて評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

4 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第31条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第8条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(長期借入金)

第32条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する一時の借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第33条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 収益事業

(収益事業の種類)

第35条 この法人が第3条第2項の規定により行う事業は、社会福祉・介護事業とする。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、次の各号の一に該当する場合に解散する。

- 一 理事会において理事全員が出席し、その3分の2以上の議決があつた場合
- 二 この法人の目的とする事業が成功する見込みがない場合で、理事会において理

事現在数の4分の3以上の者が出席し、その4分の3以上の議決があつた場合

- 2 この法人を解散する場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けたうえ、前項第1号に掲げる事由により解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が解散した場合には、残余財産は、理事会及び評議員会で理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を得、かつ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を得て、学校法人若しくはこの法人の目的に類似の目的を有する法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

## 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会及び評議員会における理事又は評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会及び評議員会における理事又は評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第9章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第39条 この法人の事務所に、第31条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 資産台帳及び負債台帳
- 四 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 五 その他理事長が別に定める書類及び帳簿

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、学校法人産業医科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第41条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附 則

- 1 この法人の寄附行為は、文部大臣の設立認可の日から施行する。

- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、財団法人産業医科大学設立準備財団において定めた事業計画及び予算のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から、昭和53年3月31日までとする。
- 4 財団法人産業医科大学設立準備財団から譲渡を受けた財産については、譲渡を受けた時点以降、この法人がそれに係る一切の権利義務を継承する。
- 5 この法人の設立当初の理事及び監事は、第6条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事（理事長）	青	木	勇之助
理事	勝	沼	晴雄
理事	亀	井	光
理事	桑	原	章吾
理事	武	見	太郎
理事	武	谷	健二
理事	谷		伍平
理事	土	屋	健三郎
理事	西	村	正也
理事	畑	井	照久
理事	藤	縄	正勝
理事	藤	吉	日出男
理事	山	口	政治
理事	山	口	正義
理事	和	田	勝美
監事	大	滝	四士夫
監事	桑	原	敬一

- 6 昭和65年3月31日までの間における評議員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の理事又は職員（学長、教員その他の職員を含む。）で理事会において推せんされた者のうちから評議員会において選任された者 7名以内

- 二 労働行政又は医学教育について専門的知識又は経験を有する者のうちから理事会において選任された者 29名以内

附 則（昭和53年12月25日）

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日）

この寄附行為は、昭和54年3月29日から施行する。

附 則（昭和54年7月14日）

この寄附行為は、昭和54年7月14日から施行する。

附 則（昭和58年8月2日）

この寄附行為は、昭和58年8月10日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和59年3月19日）から施行する。

附 則（昭和62年4月13日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和62年4月13日）から施行する。

附 則（平成2年11月2日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成2年11月2日）から施行する。

附 則（平成7年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成7年12月22日）から施行する。

附 則（平成11年12月22日）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則（平成16年3月5日）

平成16年3月5日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月23日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年8月23日）から施行する。

附 則（平成17年5月20日）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年5月20日）から施行する。